

令和 6 年 6 月 13 日現在

機関番号：32687

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2023

課題番号：17K13711

研究課題名（和文）J. S. ミルとブリテンの帝国支配：ミルは属国についてどう論じたか

研究課題名（英文）John Stuart Mill on Britain's Dependencies

研究代表者

小沢 佳史（OZAWA, Yoshifumi）

立正大学・経済学部・専任講師

研究者番号：80772095

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、属国に対する支配国の政策（属国政策）をめぐるJ. S. ミルの見解を、当時のブリテンに即して明らかにした。具体的には、(1)政府の強制的な介入に関するミルの見解における属国政策の位置づけ、(2)経済的な平等と貧困に関するミルの思想と政策提言における属国政策の位置づけ、(3)ミルの著書『経済学原理』の構成と全体像の再解釈に基づくミルの属国政策論の再構成、(4)ミルの著書『代議制統治論』の草稿資料の分析に基づくミルの属国政策論の再構成という4点において成果が得られた。いずれの成果についても、日本語ないし英語での研究発表を経た上で、それぞれの主要な内容が図書として刊行されている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、ミルの著書『代議制統治論』について、近年まで未刊であった草稿資料の本格的な分析に先鞭を付けるものである。また本研究から現代社会へ（改めて）示唆される点は、第1に、個人の自由を実現するために社会的な介入が重要となりうる点、第2に、社会的な目的のための個人的な犠牲を回避すべきであるし回避する場合がある点、そして第3に、経済成長を究極的には不要なものと見なした代表的な論者の1人（ミル）が当時は経済成長を前提していた点である。

研究成果の概要（英文）：The aim of this research was to examine John Stuart Mill's views on the dependencies of nineteenth-century Britain. To this end, firstly, this research focused on Mill's ideas about the authoritative interference of government. Secondly, it investigated his thoughts and proposals regarding economic inequalities and poverty. Thirdly, it reconstructed and reinterpreted Mill's Principles of Political Economy. Fourthly and finally, it examined, probably for the first time ever, the transcription of Mill's manuscript of Considerations on Representative Government. The main fruits of this research have been shown in four books.

研究分野：経済学説、経済思想

キーワード：J. S. ミル 『代議制統治論』 草稿 『経済学原理』 植民 植民地 属国 帝国

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

19世紀ブリテンの代表的な哲学者・思想家の1人であるJ. S. ミル(John Stuart Mill, 1806~1873)について、彼の経済学説・経済思想をめぐる研究はこれまでに多くの蓄積があるものの、その経済政策論をめぐる研究が比較的手薄で、今後取り組まれるべき課題であると指摘されてきた。そしてミル自身も、経済学を現実に応用することの重要性を繰り返し強調している。それゆえ、ミルの経済政策論に関する研究 現実の経済的な諸課題に対して、ミルがどのような論拠でどのような政策を提示したのかをめぐる研究 は、ミルの経済学説・経済思想を明らかにする上で重要な課題であると言える。

そしてミルの経済政策論のうちでも、対外政策論 さらに言えば、独立国と独立国の関係をめぐる軍事財政政策論や貿易政策論よりも、支配国と属国の関係をめぐる属国政策論 が、ミル像のさらなる深化のため重点的に研究されるべき課題であると考えられた。なぜなら、ミルの属国政策論は、国際秩序に関するミルのヴィジョンをとりわけよく示している主題だからであり、また資料的な制約とその学際性のために、本研究の申請時点までの研究代表者による取り組みでも十分に考察されていない主題だったからである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、属国に対する支配国の政策(属国政策)について、ミルの見解を明らかにすることであった。その際には、既刊の資料だけでなく未刊の資料も駆使しながら、ミルの経済学的な議論だけでなく政治学的な議論もできる限り考慮された。そして当時のブリテンとその属国 カナダなどの植民地やインド との関係に焦点を合わせた上で、本研究の開始時点では、カナダなどの植民地について近年の政治学分野での先行研究をさらに掘り下げ、インドについてミルの議論の新しい側面 ミルの経済学的な議論 に光を当てることがめざされた。このような本研究を通じて、平等主義的で全人类的視点に立った国際秩序を望ましいとしたミルの姿に対し、 表現が適切か否かは検討の余地があるけれども ブリテンを覇権国とする国際秩序を短期的・中期的には肯定し強化しようとしたミルの姿の一端を描き出すことが試みられた。

なお、ミルは属国を3つに分類していた。(a)軍事拠点、(b)文明的な属国(植民地)、(c)非文明的な属国である。当時のブリテンに即して言えば、(a)はジブラルタル、アデン、ヘルゴランドであり、(b)はカナダ、オセアニア、南アフリカであり、(c)はインドであった。本研究は、(b)と(c)に対するブリテンの政策について、ミルの見解をそれぞれ明らかにしようとするものであった。

3. 研究の方法

本研究では、属国に対する支配国の政策(属国政策)をめぐる、公的には明示されなかったミルの見解や、公的に明示されたミルの見解の背景と成立過程などもできる限り考慮に入れるため、既刊の資料 例えば『J. S. ミル著作集』(1963~1991年) だけでなく、ミルの自筆草稿を初めとするこれまで未刊であった資料も分析した。そしてこうした分析の成果を日本語ないし英語の研究発表において報告し、そこでの議論を踏まえた主要な成果を図書として刊行した。

4. 研究成果

研究の申請・開始時点から終了時点までの間に、新型コロナウイルスによる広範な影響や、転居を伴う研究代表者の所属研究機関の計2回の変更が生じた。また、経済学に関するミルの代表的な著書『経済学原理』(第1版1848年、第7版1871年)の構成や全体像を再解釈する必要性が浮き彫りになっていった。これらに加えて、ミルの著書『代議制統治論』(第1版1861年、第3版1865年)の草稿資料(1860年頃)を活用できる環境が整備された。

本研究を取り巻く状況や環境のこうした変化を踏まえながら、本研究では、最終的に次の4点をめぐる成果が得られた。すなわち、(1)政府の強制的な介入に関するミルの見解における属国政策の位置づけ、(2)経済的な平等と貧困に関するミルの思想と政策提言における属国政策の位置づけ、(3)『経済学原理』の構成と全体像の再解釈に基づくミルの属国政策論の再構成、(4)『代議制統治論』の草稿資料の分析に基づくミルの属国政策論の再構成である。いずれの成果についても、日本語ないし英語での研究発表を経た上で、それぞれの主要な内容が図書として刊行されている。

(1) まず本研究では、個人に対する政府の強制的な介入 政府が個人の意志とは関係なく、その個人に対してある行為を禁止したり強制したりすること に焦点を合わせて、属国政策論を含むミルの見解を再構成した。最終的にこの作業は、属国政策の強制的な側面に関するミルの見解を彼の思想全体の中に位置づけるという点で、本研究の土台となるものであった。

詳説すれば、政治・公共哲学の分野では近年、ミルの著書『自由論』(第1版1859年、第4版

1869年)が頻繁に取り上げられ、個人による自由な思考や行為をミルが擁護した。いわゆる危害原理の提示。という側面が強調されている。他方で本研究では、『経済学原理』をはじめとするミルの著書・論文・書簡・演説を幅広く考察することによって、ミルの議論に見られる強制的な側面を当時のブリテンに即して具体的に描き出した。その際には、非文明社会から文明社会へ、政治的な決定権を握っていない属国から握っている支配国へ、そして未成年者から成人へという重層的な流れで、政府の強制的な介入に関するミルの見解に光が当てられた。こうした作業は、政府の強制的な介入をめぐるミルの見解に光を当てた先行研究に範を取りつつ、属国政策などにまで考察の範囲を広げたものとして位置づけられる。

『経済学原理』などを考慮に入れることで初めて、あるいはより鮮明に浮かび上がってきたのは、以下の点に関するミルの見解であった。第1に非文明的な属国をめぐる、征服による非文明的な属国の形成と、征服後の広範かつ強力な政府介入や段階的な自由ないし保護貿易政策、第2に文明的な属国をめぐる、植民の利益を実現するための政府介入と、支配国からの対外政策の強制、第3に支配国をめぐる、教育や治安維持に関する政府介入と、税の重要性および強制的性質である。そしてミルにとって、属国政策を初めとするこれらの点をめぐる政府の強制的な介入は、結果として得られる人間のより高次の幸福を長期的に見て最大化するための手段であった、と総括することができる。

(2) 次に本研究では、経済的な平等と貧困に関するミルの思想と政策提言を再構成した。こうした作業により、支配国(19世紀のブリテン)などにおける現実の税制や社会制度の改革・変更をめぐるミルが、土地所有者や資本家の利益をできる限り損なわないような、すなわち一部の人が社会全体の犠牲にならないような具体案。ミルにとっての最善の策とは異なる次善の策。も提示していた、ということが鮮明にされた。土地所有者などの既存の利益を犠牲にしようという形でミルの主張を強く解釈するという傾向が一部の先行研究には認められるけれども、本研究はこうした解釈とは明確に一線を画することとなった。そしてこのような成果から、ミルが帝国体制の維持に伴う支配国の経済的な負担を主張したときに、そしてこの負担の支配国における割当てを提示したときに、これらの主張や提示がミルにおいてどのような重みを持っていたのかをはかる1つの基準が示されたと考えられる。換言すれば、土地所有者などの既存の利益を実践的にはできる限り犠牲にしないというミルの慎重な姿勢は、彼の属国政策論にも通底していたと推定される。

これに加えて上記の作業により、経済的な平等と貧困をめぐるミルの短期的および長期的な理想像が詳細に描き出され、貧困を撲滅するための植民政策がその中でどのように位置づけられていたのかも明らかにされた。具体的に言えば、ミルは長期的には、平等原則や必要原則などに基づく富の分配(共産主義を含む)社会主義の可能性を認めつつも、短期的には、主として貢献原則の一種に基づく富の分配。理想的な私有財産制。をできる限り実現させようと試みた。すなわち短期的には、生産手段を絶対量の点で平等に各人へ配分し、生産物を主に各人の労働と節制に応じて絶対量の点で不平等に各人へ分配するような社会制度が、最大限にめざされた。その上で、こうした理想的な私有財産制において、貧困の対症療法として、政府による貧困者の条件付きの生存保障が提案され、貧困の原因療法として、植民政策による支配国の過剰人口の一時的な解消と、教育政策による支配国の過剰人口の恒久的な解消がそれぞれ提案された。

なお付言すれば、『経済学原理』の第2~7版によると、社会主義とは、資本や土地などの生産手段が共有された上で、生産された富が平等に、または必要か貢献に応じて各人へ分配される社会制度である。富が平等に分配される社会主義は、共産主義とも呼ばれる。他方で私有財産制とは、生産手段ができる限り平等に各人へ配分された上で、生産された富が貢献の一種。労働や節制。と時効に基づいて各人へ分配される社会制度であるという。

(3) 続いて本研究では、ミルの著書『経済学原理』をめぐる、植民政策。私有財産制において貧困を一時的に撲滅するための手段。が重点的に論じられている第2編(全16章)の構成と全体像を明らかにした。先行研究では、第2編の第11~16章が重点的に考察されてきたため、それを踏まえて本研究では、第2編の全16章の考察が試みられた。詳説すれば、富の分配を主題とする『経済学原理』第2編では、(共産主義を含む)社会主義が取り上げられた上で、(最終的には将来世代における社会主義の可能性が認められつつも)経済学の当面の主題が私有財産制に絞られた(第1章)。この私有財産制をめぐるミルは、その特徴を明らかにし(第2章)、富の分配を直接的に要求しうる階級が1~3つであると述べ(第3章)、富の分配を決定する要因には競争と慣習の2つがありうると主張した(第4章)。その上で、理論的・実践的に存在する私有財産制として、富が1階級へ慣習によって分配される奴隷制(第5章)と自作農制(第6~7章)、2階級へ慣習によって分配される分益小作制(第8章)、2階級へ競争によって分配される入札小作制(第9~10章)、3階級へ競争によって分配される3階級制(第11~16章)に光が当てられた。そして、1~2階級の慣習分配と2~3階級の競争分配に属するこれら5つの代表的な私有財産制をめぐる、人口増加の抑制とそれによる労働者への富の分配の維持・改善といった視点から、奴隷制と入札小作制の廃止が提唱され、自作農制と分益小作制の実現や維持が提唱され、3階級制の改良が提唱された。またこうした議論の一環として、3階級制を前提する狭義の分配論。実質賃金論(第11~14章)、利潤論(第15章)、差額地代論(第16章)

も示された。

このような『経済学原理』第2編において、植民政策が重点的に論じられている箇所は、実質賃金論の一部(第13章)である。換言すれば、5つの代表的な私有財産制のうちでも3階級制3階級の競争分配の私有財産制 という限定された前提の下で、過剰人口とそれがもたらす低い実質賃金を一時的に解消するための手段 究極的には教育政策によって個人の精神面を改善するための手段 として、植民政策が位置づけられていた。それゆえ、3階級制だけに縛られることなく自作農制と分益小作制の実現・維持も主張したミルの『経済学原理』は、自国の労働者の境遇改善のためにすべての国が植民政策を実施すべきである、という主張には必ずしもつながらない構造になっていたと考えられる。

さらに『経済学原理』の第2編から全5編へと視野を広げるならば、『経済学原理』の全体を通じてミルは、富の生産量の増加(=経済成長)が停止する状態 いわゆる停止状態 を肯定的に評価した上で、一定量の富の分配を改善して貧困を撲滅することをめざした、と一般的には解釈される傾向が強い。これに対して本研究では、ブリテンによる植民地などの統治を視野に入れることで、国際分業に基づく全世界での経済成長の維持をミルが思い描いていた、という点が改めて強調されるに至った。すなわち、ミルによって擁護された幼稚産業育成のための一時的な保護関税政策を考慮に入れてもなお、当時のブリテンなどの最先進国が工業に、植民地を含むその属国や発展途上国などが農業に、少なくとも当面はそれぞれ重心を置き、自由貿易政策を通じてすべての国が富の生産量を増加させると共にその恩恵に浴する、という構図をミルは提示していたと考えられる。

(4) 最後に本研究では、ミルの著書『代議制統治論』の草稿資料を、恐らく世界で初めて本格的に分析した。この草稿資料は本研究の開始時点では未刊だったものであり、最初に、『代議制統治論』第1~3版(全18章)の序文と第1章に該当する箇所が2019年3月に翻刻・刊行され、最後に、第14~15章に該当する箇所が2021年9月に翻刻・刊行された(第16~18章に該当する箇所は先行して2020年3月に翻刻・刊行された)。こうした一連の重要な成果を受けて、本研究では、『代議制統治論』の草稿資料と第1~3版の該当箇所との異同をすべて記した資料(A4版、全287頁)を完成させた。この資料は、著作権の問題が生じうるために本研究の終了時点で残念ながら未刊であるけれども、『代議制統治論』の草稿資料を活用した今後のミル研究にとっても不可欠な土台となりうるものであると言える。なぜなら、ミルの代表的な著書の1つ『代議制統治論』の中で明示されたミルの見解が、どのような背景でどのように形成され成立したのかを、この資料によって鮮明に描き出せる可能性が極めて高いからである。

その上で、完成された上記の資料を分析することにより本研究で明らかにされた点として、例えば第1に、ミルは語順や細かい表現に至るまで入念に推敲を重ねていた それゆえ、ミルの継子ヘレン・テイラー(Helen Taylor, 1831~1907)による証言を裏づけることができる ということ、第2に、ミルは1つの章の中では議論の順序を変更しなかった それゆえ、ミルの『自伝』(死後出版1873年)の記述を裏づけることができる ということ、第3に、『代議制統治論』の中で相対的に注目されにくい箇所 第16~18章の対外政策論 を、ミルは他の箇所と比べても大幅に増補していた 量の点だけから見ても約8,900 words から約14,900 words へ単語数を増加させた ということ、第4に、この対外政策論の中でもミルは、イオニア諸島のギリシアへの併合やイタリアの統一(リソルジメント)と比べて、ブリテンによる属国 植民地やインド の統治に関連する箇所を重点的に増補していたということ、などが挙げられる。さらに第16~18章の対外政策論をめぐってミルが、植民地の住民に対する補償策の重みづけを変更していた、ということも明らかにされた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 J. S. ミルの『経済学原理』における幸福と適度な「愉楽の標準」 多様な私有財産制の可能性と政府の役割
3. 学会等名 第5回ミル合同研究会（第26回ミル研究会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 経済学史・経済思想史からの報告（シンポジウム 「J. S. ミル研究の現状と意義 没後150周年記念」）
3. 学会等名 日本イギリス哲学会 第47回研究大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 J. S. ミルの経済学・経済思想と『代議制統治論』草稿資料
3. 学会等名 立正大学経済研究所 2021年度第1回月例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 所得・資産の平等と貧困をめぐるJ. S. ミルの展望
3. 学会等名 東北大学 社会にインパクトある研究「公平社会へ」プロジェクト 令和3年度第5回ランチョンミーティング
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 J. S. ミルの対外政策論の展開 『代議制統治論』草稿資料の分析
3. 学会等名 経済学史学会 西南部会 第129回例会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yoshifumi OZAWA (小沢佳史)
2. 発表標題 John Stuart Mill on “Large Exceptions to Laisser-Faire”
3. 学会等名 Kyoto Conference 2019 on James Mill and John Stuart Mill/ Classical Political Economy (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 J. S. ミルの平等論 富の分配と貧困をめぐって
3. 学会等名 平等論研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 J. S. ミルの属国政策論 19世紀のブリテン中央政府の軍事財政を巡って
3. 学会等名 第23回ミル研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yoshifumi OZAWA (小沢佳史)
2. 発表標題 John Stuart Mill on Britain's Dependencies
3. 学会等名 Kyoto Conference on Classical Political Economy (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 J. S. ミルにおける経済学の進歩とリカードウ (学会特別企画「デイヴィッド・リカードウと経済学史の誕生 リカードウ没後200年記念」)
3. 学会等名 経済学史学会 第87回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小沢佳史
2. 発表標題 J. S. ミル『経済学原理』へのいざない
3. 学会等名 第6回ミル合同研究会 (第27回ミル研究会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 柳田 芳伸、古谷 豊、柳沢 哲哉、荒井 智行、小沢 佳史、近藤 真司、石田 教子、尾崎 邦博、仲北浦 淳基	4. 発行年 2023年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 288
3. 書名 愉楽の経済学 マルサスの思想的水脈を辿って	

1. 著者名 新村聡、田上孝一、石野敬太、吉田修馬、網谷壮介、小沢佳史、中村宗之、山崎聡、平井俊顕、魚躬正明、後藤玲子、板井広明、玉手慎太郎、寺尾範野、平松民平、阿部崇史、宮崎智絵、内田智、遠藤公嗣、佐々木伯朗、伊藤恭彦	4. 発行年 2021年
2. 出版社 社会評論社	5. 総ページ数 392
3. 書名 平等の哲学入門	

1. 著者名 隠岐-須賀麻衣、村田玲、服部美樹、玉手慎太郎、小沢佳史、田上孝一、飯田明日見、斉藤尚、楠秀樹、宮本雅也、奥田恒、木山幸輔、福原正人、三羽恵梨子、笠井高人、宮崎智絵、福嶋揚	4. 発行年 2018年
2. 出版社 社会評論社	5. 総ページ数 264
3. 書名 支配の政治理論	

1. 著者名 Masatomi Fujimoto, John Vint, Taro Hisamatsu, Gregory Claeys, Renee Prendergast, Victor Bianchini, Daisuke Nakai, Yoshifumi Ozawa, Gilbert Faccarello, Syunsuke Moroizumi & Masashi Izumo, Masashi Kondo, Helen McCabe	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 262
3. 書名 James Mill, John Stuart Mill, and the History of Economic Thought	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------